

平成 30 年 第 3 回 定例会議

教育委員会会議録

平成30年 4 月 3 日

羽島郡二町教育委員会

平成30年 第3回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 平成30年4月3日（火曜日）午前10時30分から午前11時40分まで

○場 所 岐南町中央公民館 講義室

○議 題

第10号議案 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採決協議会の設置について

第11号議案 羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

○協議題

協議題(1) 平成30年度羽島郡町立・小中学校長・教頭・教務主任等の承認について

(資料5)

協議題(2) 平成30年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について

(資料6)

協議題(3) 平成30年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

(資料7)

協議題(4) 次回（4回）教育委員会定例会議及び学校訪問の開催について

(資料8)

○出席者

教育長	宮 脇 恭 顯
教育委員(教育長職務代理者)	岩 井 弘 榮
教育委員	杉 江 正 博
教育委員	久 納 万 里 子
育委員員	林 潤 美

○説明のために出席した者

総務課長	松 原 和 成
学校教育課長	青 木 孝 憲
社会教育課長	川 島 雅 徳

1 本日の書記

総 務 課 長(管理監)	松 原 和 成
--------------	---------

【午前10時30分 開会】

△開会

教育長 それでは、会期の決定について平成30年4月3日（火）午前10時30分、岐南町中央公民館 講義室で平成30年第3回羽島郡二町教育委員会定例会の開会を宣した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

前回の会議録の承認について、事務局より報告をお願いいたします。

◎総務課長 前回の会議録を説明報告する。

議 題 第8号議案 羽島郡町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議 題 第9号議案 岐南町立小、中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正する規則について

議案書に基づき、以上2議案が承認された。

協議題 (1) 平成30年度 教育委員会年間計画(案)について

協議題 (2) 平成30年度 教職員の服務宣誓式(案)について

次回(3回)教育委員会定例会議の開催(案)について

協議題 (3) 会議終了後、人事に係る調印式について

(総務課長、社会教育課長は退席する)

以上が、平成30年 第2回教育委員会定例会の報告でございます。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

◎教育長 次に、教育長の報告について資料1～4を用いて説明する。

1 はじめに

(1) 二学期制と個別懇談

この事業を中教審の議論の方向を吟味しながら初めて、平成30年度で5年目を迎える。いじめから始まり、学習指導要領の改訂、働き方改革と併行してやや混乱が生じている。この時期に国は第三次の教育振興基本計画を策定した。平成30年度を教育の節目にできるように教育委員会が協働して、学びの質を向上させる取組と、社会と共にある学校の充実に努力したい。

一番動きが鋭いのが二学期制を活用した年2回の三者懇談である。先生の資質向上と重ねて実施している故に、その動きは遅い。「自分の指導力を向上させないといけない。」という強い意志が三者懇談を充実させる。郡内の管理職が一つになり、この効果的な実施につなげる努力をお願いしたい。多くの校長、教頭が羽島郡二町に籍を置き、しかも、二町教育員会事務局を経験している校長先生が最も多い30年度を区切りの年度としたい。

・児童生徒の努力を「がんばった。できた。」でなく、一人一人の〇〇という努力がこういう素晴らしい結果につながった。と一人一人の努力を具体的に語る習慣をつける。

・行事や学年の取組等が終わるたびに、全体の評価と、児童生徒一人一人の努力をつなげて活動評価する習慣をつける。

・家庭学習ノートや予習ノートなど全ての児童生徒に家庭での学習を習慣化し、時をみてコメントする習慣をつける。

- ・このことはどうしてもやりきらせたいと取り組む活動はきちんとやり切る。
- ・児童生徒同士、教職員が児童生徒一人一人を認める機会を設け、皆や先生から認められているという実感が味わえるようにする。
- ・機会を捉えて、活動を振り返り、自分の言葉で班や学級の児童生徒に話す機会を設ける。また、掲示物、ノート、特別活動など一人一人の認める多くの資料をつないで本人の良さとする心を掛ける。

(2) 労働安全法への対応

「働き方改革プラン2018」が示された。郡上特別支援学校の教員の自死を無駄にしてはいけないと思っている。基本的には県立学校を対象としたプランで部活動だけが中学校対象の文面となっているが、大切に、二町教育委員会の実態に合わせた働き方改革を進めていきたいと考えている。

教職員一人一人が自分の働き方を改善し、指導力アップと時間外勤務時間削減を意識し、自分の指導観や教師観を見直そうという意志が大切だ。

(3) 新規事業の円滑な実施

①学校教育課へ嘱託員を配置事業(約298万円)

人が一人加わったことで、部活動の充実、教職員の働き方改革、社会人指導者の皆さんが一層部活動に積極的に関わっていただけることが実現したらうれしい。就学援助が320人を超えた。平成30年度は更に増えると想像する。新1年生の入学準備金を補正予算でお願いして事前に届くようにする事務も大変だ。有効な活用をしていきたい。

②中学校部活動社会人指導者活用事業(約275万円)

部活動の指導経験を異動の要因とすることは、特別な場合を除いては考えていない。異動してくてくれた教職員も含めた中学校の新たなスタッフが、得意とする人材確保をして充実した部活動にしてくれたらと考えている。

③すべての小学校で、虫歯を作らないフッ化物洗口の実施事業(約50万円)

歯科医師会の北原先生が後押ししていただいた。学校が西小学校の実施状況を参観して準備をしてくれているのがうれしい。

2 新しいスタッフ

教職員はわずかに減り226名、県費・町費の職員約70名で3,800人の児童生徒の教育を担う。郡内の教職員の年齢構成は余り変化ない。35歳から49歳までの15年間はほぼ空白だ。中学校にあたっては40歳から45歳までの中堅は74名中、わずか2名である。また、岐南中学校は40歳以上の教員が管理職以外に極端に少なく、25歳から35歳までの教員の結束力に期待したい。講師が極端に減り、当初からの欠員が少なくなり、講師の数が10人ほどの少なくなったことに感謝したい。人事担当者、校長先生の努力だと感謝している。

3 平成30年度「清流の国ぎふ ふるさと魅力体験」事業

地域に暮らす様々な人々との関わりを深めながら、身近にある地域の自然・歴史・文化・産業等について学ぶふるさと教育の取組を「清流の国、Welcome Gifu」英語でふるさと紹介などを通して進めてきた。世界に誇る岐阜県の自然・歴史・文化・産業等について、更に広く体験して学ぶふるさと教育に取り組み、岐阜県の魅力を新たに発見したり、見職を広げたりすることを通してふるさと岐阜への誇りと愛着をもち、心豊かでたましい子どもを育む教育の一章の推進を図る事を目的とする事業がスタートする。

経費は市町村が事業実施計画書を県に提出する。1学級につき125,000円を上限の目途として実施する。羽島郡で4学級という数指定があり、今後が不安である。(下羽栗小 2学級、西小2学級)

4 その他

(1) JAの「みのった基金」

2月末に最終のプレゼンを岐南中学校一位会の加藤さんにしていただいた。29日に採用の案内をいただいた。電動草刈機10台、チェンソー、草刈り機や付属品がJAから年度はじめに届くことになった。

(2) 経済産業省の29年度補正について

県が申請している校務支援システムの導入も棚上げ状態で、機を逸すると捨てることになる。アンテナを高くしていきたい。

教職員の働き方を変える(案)

1 衛生委員会と学校保健安全衛生法とのかかわり

学校保健安全衛生法は心の健康については、災害時の児童と教職員のメンタルヘルスだけを規定し、その他の心の健康については位置づけられていない。

- ・教職員の健康診断の項目について心身両面にわたる健康診断の実施については規定がない。
- ・教職員の衛生に関する重要事項を調査審議する機関(衛生委員会)の規定がない
- ・保健安全衛生法には健康管理については事後の規定があるが、安全上、心の健康についての規定がない。具体的には

◎勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理

◎健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理

◎教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定

◎長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策

- ・学校における面接指導体制の整備

◎すべての学校において医師による面接指導を実施する。

◎週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積がみとめられる教職員については、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を行う必要がある。

◎該当しない教職員にあたっては健康への配慮が必要なものについては面接指導に努める必要がある。

平成30年度中を目標とした羽島郡の働き方改革

- 1 すべての教職員が18時45分までに退校する努力をする。(時間外2時間以内)
 - (1) 勤務時間を正確に管理する。(各自の勤務時間の確認と指導・助言)
 - (2) 勤務時間終了後、早期に退校する日を設定する。
(週1日は早く帰る日の設定、部活動のない日を曜日調整して実施)
 - (3) 校務の情報化を推進する。(校務支援システムの整備等)
 - (4) 長期休業日を含めて閉校日を設定し、日直1名による勤務のみとし、年次休暇を取り易くする。(長期休業期間5日以上)
 - (5) 働き方改善に向けて、運営委員会等で定例に協議する。

協議項目

- ・学校に依頼する諸調査・統計資料作成等は精選され、届いているか。
 - ・主権者教育、税教育、防災教育など、日常の教科授業に位置づけ、取り出し授業は極力減らす。また、その時間を外部に依頼するよう依頼したか。
 - ・資料の再利用を教科ことで推進しているか。
 - ・教科書とノートを使った授業に切り替える。
(授業が始まったら教科書の問題や課題をノートする学習習慣の確立)
- 2 中学校における部活動指導を見直す。
 - 3 長時間勤務という働き方を見直す。
 - 4 長時間勤務をしている教職員の心身の健康管理を行う。
 - 5 教育委員会が先頭に立つ

平成30年度児童生徒数

児童生徒数	岐南町	笠松町	合計	増減
小学校	1,470	1,148	2,618	-28
中学校	595	584	1,179	-107
小中計	2,065	1,732	3,797	-135

- (1) 岐南町では東小、北小、岐南中学校で特別支援学級が1クラス増級になる。中学校の特別支援学級では、岐南中が情緒の学級の増級に対して、笠松中では知的学級が2学級である。
- (2) 結局、笠松小6年生(40人)、笠松中学校2・3年生(200人)は定数一杯の児童生徒数で、40人学級でスタートすることになった。
- (3) 通級指導を希望している児童生徒が増加しており、言語の通級指導教室に44名、情緒の通級指導教室に55名が通う。
国も通級指導の教員を定数化しはじめて、期待したが東小・笠松小とも認められなかった。担任にはご苦勞を掛けることになる。
以上でございます。

◎**教育長** 働き方改革について、何かご意見等をお聞きしたい。

◎**岩井委員** 衛生委員会と学校保健安全衛生法とのかかわりについて、仕組みを作ることは重要であるが、管理職の考え方を変えないと仕組みを作っても何もならないと思う。民間企業で行ってきた実感である。

◎**教育長** そのとおりであります。管理職の意識の低さには驚きます。

◎**久納委員** 管理職の方の考え方を変えないといけない。

◎**杉江委員** 教員はプライドが高くて、自分のやり方を追及する方が多い。何か共有する模索は考えて行かなければならない。減らす方策をいろんな所で考えるべきだ。

◎**教育長** 教科部会を行い、お互いに情報交換を行うことにより、自分で資料を作るときより数段早くできる。

◎**岩井委員** 学校の先生の仕事のそのものの仕組みを合理化することを考えなくてはいけない。例えば会議の時間は決めておくこと。

◎**教育長** 昔、ペーパー会議を行っていた。また、教科書を使って授業を行っていない。

◎**教育長** 提案する前に、校長の意見を聞いて整え直して、教育委員会の働き方改革プランとして先生方に実践していただきたいと思います。

議題

△第10号議案 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

◎**教育長** 次に、第10号議案 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**学校教育課長** 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてでございます。平成31年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「教科用図書採択地区の設定」に基づき、「平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会」を設置し、採決に係る協議をすることになっております。従いまして、「平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会」を設置する議決が必要であるためでございます。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（14ページから16ページ）

平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書(17ページ)

以上でございます。

◎**教育長** 教育委員会として議決をしていただきたいということでございます。何かご意見等ありますか。

◎**教育長** それでは、第10号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、第10号議案は原案のとおり決することといたします。

△第11号議案 羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

◎**教育長** 第11号議案 羽島郡二町教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

◎**総務課長** 教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。
なお、教育長職務代理者の指名については、教育長が行うこととなりますので、よろしくお願ひいたします。
以上でございます。

◎**教育長** それでは、羽島郡二町教育長職務代理者の指名を行います。
私から指名いたします。杉江正博委員を指名いたします。各委員さん方、ご意見等ありましたらお願ひいたします。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、杉江正博委員を、教育長職務代理者として、お願ひいたします。
なお、任期は、4月1日から3月31日までの期間といたします。

協議題

- △(1) 平成30年度羽島郡町立・小中学校長・教頭・教務主任等の承認について
- △(2) 平成30年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について
- △(3) 平成30年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

◎**教育長** 次に、協議題(1)は「平成30年度羽島郡町立・小中学校長・教頭・教務主任等の承認」及び協議題(2)は「平成30年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置」並びに協議題(3)は「平成30年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動」についてを一括議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**学校教育課長** 資料5・6をご覧ください。

資料5により、平成30年度の羽島郡町立・小中学校長・教頭・教務主任等一覧表で説明した。

資料6により、平成30年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置一覧表で説明した。

◎**総務課長** 資料7をご覧ください。

資料7により、平成30年度羽島郡二町教育委員会事務局の異動一覧表で説明した。
以上でございます。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、協議題(1)・(2)・(3)について、原案のとおり承認すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、協議題(1)・(2)・(3)は原案のとおり承認すること
といたします。

△(4)次回(4回)教育委員会定例会議及び学校訪問の開催について

◎**教育長** 次に、協議題(4)次回(4回)教育委員会定例会議及び学校訪問の開催につい
てを議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 資料8をご覧ください。昨年の定例会は、5月22日(月)午後1時30分
から午後3時00分まで岐南町役場2階会議室2-1に於いて定例会を行いました。
また、午後7時から歓送迎会を開催いたしました。空いている日は次のとおりです。

◎**岩井委員** 岐南町役場で開催し、5月23日(水曜日)午後1時30分からどうですか。

◎**総務課長** 岩井委員さんのご意見で委員の方の都合はよろしいですか。

開催日は、5月23日(水曜日)午後1時30分からです。開催場所は岐南町役場としま
す。

◎**教育長** 次回の定例会は、5月23日(水)午後1時30分から、岐南町役場で行います
ので、よろしくお願いいたします。

◎**教育長** 以上をもちまして、平成30年(第3回)定例教育委員会を閉会いたします。

【午前11時40分 閉会】